

## 和歌山市「特別障害者手当等振込通知書」等送付用封筒関係広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山市広告の掲載等に関する要綱第5条の規定に基づき、和歌山市「特別障害者手当等振込通知書」等の封筒関係における広告の掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告対象)

第2条 広告は、和歌山市が毎年度作成する次に掲げる「特別障害者手当等振込通知書」等送付用封筒に掲載する。

- (1) 特別障害者手当等振込通知書等送付用封筒
- (2) 障害福祉サービス決定通知書等送付用封筒
- (3) 重度心身障害児者医療費受給者証送付用封筒

(広告の範囲)

第3条 広告の内容が和歌山市広告の掲載等に関する要綱第3条別表のいずれかに該当するときは、掲載しないものとする。

(広告の規格等)

第4条 広告の掲載位置、規格等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置 「特別障害者手当等振込通知書」等送付用封筒の裏面
- (2) 枠 数 各3枠
- (3) 規 格 縦4cm×横6cm以内
- (4) 広告の色 1色刷
- (5) 掲載期間 12月間(令和3年4月通知分から令和4年3月通知分まで)

2 広告には、広告主等の名称及び連絡先を掲載し、広告の右上部に、縦5mm×横10mm程度で「広告」と表示しなければならない。

(公募による募集)

第5条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)の募集は、公募の方法により行うものとする。

2 前項の規定による公募は、市の広報紙への掲載その他適当な方法により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載の申込みは、「特別障害者手当等振込通知書」等送付用封筒広告掲載申込書(別記様式第1号)により行うものとする。

(掲載料の最低募集価格)

第7条 市長は、掲載料の最低募集価格を設けることができる。

2 前項の最低募集価格は、第5条第2項の規定に基づき、周知するものとする。

(広告主の選定)

第8条 市長は、広告掲載希望者及び広告内容が、「特別障害者手当等振込通知書」等送付用封筒に掲載するに当たり適当であると認められる者のうち、広告申込額が最も高い申込者から順次広告の募集枠に達するまでの申込者を最高価申込者として決定するものとする。この場合において、最高価申込者となるべき最後の順位の申込者が2人以上あるときは、くじにより決定するものとする。

2 前項の規定により最高価申込者として決定された者以外の者(最低募集価格以上の金額の申込

みをした者に限る。)で申込金額の最も高い申込者を次順位申込者として決定する。この場合において、次順位申込者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

3 市長は、最高価申込者を広告を掲載する者として決定する。

4 最高価申込者が広告の掲載を辞退したときは、市長は、次順位申込者を広告を掲載する者として決定することができる。不正行為その他の事由により、最高価申込者について前項に規定する決定を取り消したときも、同様とする。

5 第1項後段及び第2項後段の場合において、くじを実施する日時及び場所は、くじを引くべき者に通知する。

6 くじに参加しなかった者及び遅刻した者は、棄権したものとみなし、くじの結果について異議を申し立てることはできないものとする。

7 第1項から第4項までに規定する決定を受けた者は、当該決定に関する自己の権利を他人に譲ることはできないものとする。

(広告主への通知)

第9条 市長は、広告主を決定したときは、広告掲載決定通知書(別記様式第2号)により広告主に通知する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年11月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式第1号様式（第6条関係）

「特別障害者手当等振込通知書」等送付用封筒広告掲載等申込書

（あて先）和歌山市長

「特別障害者手当等振込通知書」等送付用封筒に広告を掲載等したいので申し込みます。

申 込 年 月 日		
申 込 者 所 在 地	〒 ー	
名 称		㊟
代 表 者 職 氏 名		
連 絡 先 電 話 番 号		
担 当 者 部 署		
担 当 者 氏 名		
広 告 対 象	① 特別障害者手当等振込通知書等送付用封筒 ② 障害福祉サービス決定通知書等送付用封筒 ③ 重度心身障害児者医療費受給者証送付用封筒 ※ いずれかを選択し番号を丸で囲んでください。	
申 込 額	申 込 額	円
	消費税及び地方消費税相当額	円
	合 計	円
広 告 の 内 容		

（添付書類）和歌山市税の完納証明書（和歌山市に納税義務のある申込者）

和歌山市税の納付状況調査承諾書（和歌山市に納税義務のない申込者）

- （注）
- 1 広告の内容は、イメージアップ広告など、その内容を記入してください。また、広告デザインの案を添付してください。
  - 2 広告掲載等決定後に広告の内容を変更することは可能ですが、その内容について事前に承認を得てください。
  - 3 広告の内容が、掲載等広告としてふさわしくない場合には、内容の変更を依頼することがあります。
  - 4 なお、変更の依頼に従っていただけない場合には、広告掲載等をお断りすることがあります。
  - 5 申込みいただいた広告の採否については、文書にて通知します。

別記様式第2号（第9条関係）

広告掲載等決定通知書

（ 所 在 地 ）  
（ 名 称 ） 様

和歌山市長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載等について、（申込者名）の広告を掲載等することに決定しましたので通知します。

なお、提出された広告の内容（デザイン、字を含む。）を変更したい場合は、事前に承認が必要となります。

和歌山市税の納付状況調査承諾書

和歌山市広告掲載に伴い、和歌山市税完納証明を添付できないため、和歌山市税の納付状況を調査することを承諾します。

令和 年 月 日

和歌山市長 様

申込者（広告主等）	所在地 名称 代表者氏名	印
-----------	--------------------	---

広告主	所在地 名称 代表者氏名	印
-----	--------------------	---

※ 申込者と広告主が同一の場合は、申込者のみ記入してください。